

第二種個人及び団体の各口数による入院、通院一日当たりの給付額

加入口数	入院(日額)	通院(日額)	入院(日額)	通院(日額)
	《 第二種個人 》		《 第二種団体 》	
1口	800円	400円	80円	40円
2口	1,600円	800円	160円	80円
3口	2,400円	1,200円	240円	120円
4口	3,200円	1,600円	320円	160円
5口	4,000円	2,000円	400円	200円
6口	4,800円	2,400円	—	—
7口	5,600円	2,800円	—	—
8口	6,400円	3,200円	—	—
9口	7,200円	3,600円	—	—
10口	8,000円	4,000円	—	—

第二種個人算出方法

・ 払込金 × 200 倍 × (傷病度 × 1/10 + 入院日数 × 1/250) = 入院給付(1日当たり)

・ 払込金 × 200 倍 × (傷病度 × 1/10 + 通院日数 × 1/500) = 通院給付(1日当たり)

第二種団体算出方法

・ 払込金 × 10 倍 × (傷病度 × 1/10 + 入院日数 × 1/250) = 入院給付(1日当たり)

・ 払込金 × 10 倍 × (傷病度 × 1/10 + 通院日数 × 1/500) = 通院給付(1日当たり)

入院、通院とも3日以上の場合に対象となります。2日までは対象となりません。

入院3～210日、通院3～50日いずれも事故発生日から1年以内。